

静岡県が発注する職員健康診断業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

静岡県知事 鈴木康友

1 調達する役務の種類

職員健康診断業務

2 申請の方法

(1) 申請の時期

令和6年9月13日から令和6年9月30日までとする。

なお、その後も随時の受付を行うが、6の(1)に定める資格の有効期間当初からの資格取得を希望する場合は、必ず期間内に申請すること。

また、土曜日、日曜日及び祝祭日は、受付を行わないものとする。

(2) 申請に対する照会先及び受付場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部職員厚生課健康管理班

電話番号054-221-2686

(3) 申請書の入手方法

「職員健康診断業務競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、経営管理部職員厚生課健康管理班において配布する。また、静岡県のホームページからダウンロードすることもできる。

(アドレス <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeieikanri/1011780.html>)

(4) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、経営管理部職員厚生課健康管理班に持込又は郵送で提出すること。

ア 営業概要書

イ 使用印鑑届

ウ 病院又は診療所開設許可証の写し

エ 申請直前2年分の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては確定申告書の写し）

オ 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては身分証明書及び印鑑証明書

カ 権限を医療・検診施設の長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

キ 最近1年間の都道府県税納税証明書及び消費税納税証明書

ク 誓約書

ケ 返信用封筒（送付先を明記し84円切手を貼付したもの。）

コ その他知事が指示する書類

(5) 申請書等に使用する言語

申請書等の記載に使用する言語は日本語とする。

3 競争入札参加資格の申請ができる者

競争入札参加資格の申請ができる者は、次に掲げる全ての事項を満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当しない者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者（申請者の運営する医療・検診施設が医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、病院又は診療所の開設許可を受けていること。）
- (3) 営業年数が2年以上ある者
- (4) 都道府県税及び消費税を完納している者
- (5) 次のア～オに該当しない者
  - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

#### 4 競争入札参加資格及び審査

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 営業年数
- (2) 業務実績
- (3) 医療スタッフ数
- (4) 外部精度管理事業への参加実績

#### 5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果を「競争入札参加資格審査結果通知書」により、当該申請者に通知するものとする。

#### 6 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 資格の有効期間  
令和6年11月1日から令和9年10月31日までとする。  
なお、2の(1)により随時申請した場合は、資格を決定した日から令和9年10月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
上記(1)の有効期間の更新手続は、次の定期的資格審査において行うものとする。